

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（会議の公開）</p> <p>第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会の傍聴</li> <li>○本会議のライブ中継・録画配信</li> <li>○委員会音声のホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会のライブ中継・録画配信</li> <li>○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会のライブ中継・録画配信の実施について検討していく。</li> <li>○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上のための工夫に努める。</li> </ul>	B	無
<p>2 議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。</p>	<p>あり方検討会、議会報告会 実行委員会、政治倫理審査会の公開</p>			A	無
<p>（市民参加及び市民との連携）</p> <p>第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市議会ホームページの公開</li> <li>○市議会だよりの発行</li> <li>○わくわく親子議会探検ツアー、意見交換会、議会報告会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ・市議会だよりの閲覧数向上</li> <li>○発信媒体の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公聴会及び参考人制度について研究していく。</li> <li>○ケーブルテレビの本会議中継実施について検討していく。</li> <li>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</li> <li>○意見交換会、議会報告会の充実</li> <li>○市民参画の検討</li> </ul>	B	無

<p>2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</li> <li>○議会報告会の開催</li> <li>○高校生議会の開催</li> </ul>	<p>意見交換会の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換会の周知</li> <li>○既存団体にとらわれない意見交換会の開催</li> <li>○団体以外（若者や女性など）の意見を聴く場の創出</li> </ul>	<p>B</p>	<p>無</p>
<p>（議会報告会・意見交換会） 第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</li> <li>○高校生議会の開催</li> <li>○コロナ禍における動画による議会報告会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会報告会の参加者の固定化</li> <li>○議会の結論に至る過程の報告が足りない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SNS活用など、議会報告会及び意見交換会の更なる周知に努める。</li> <li>○意見交換会及び議会報告会の実施方法検討・内容充実に努める。</li> </ul>	<p>B</p>	<p>要検討</p>
<p>（広報・広聴） 第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市議会ホームページの公開</li> <li>○市議会だよりの発行及びホームページへ誘導する二次元コードの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会として個人の活動で得た要望を吸い上げる仕組みがない。</li> <li>○市議会だよりやウェブサイトに対するリアクションを把握できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の声を収集する方法について研究していく。</li> <li>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</li> </ul>	<p>B</p>	<p>無</p>
<p>2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議のライブ中継・録画配信</li> <li>○市議会ホームページに議決結果、市議会だよりに賛否表掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単に賛否だけでは関心を持ってもらえない。</li> <li>○討論内容、意見などはホームページを見ないと分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページへ誘導するための工夫に努める。</li> <li>○委員会のライブ中継・録画配信の検討・推進</li> <li>○傍聴者数増加への取組</li> </ul>	<p>A</p>	<p>無</p>
<p>（趣旨説明制度） 第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。</p>	<p>趣旨説明制度実施</p>			<p>A</p>	<p>無</p>